札幌の自治 --- まちづくりセンターと町内会をめぐって ---

武岡 明子

1. はじめに

3期12年にわたり札幌市長を務めた上田文雄氏が2015年5月に退任した。上田氏が市長に就任した2003年まで、札幌市は3代11期にわたって市職員出身者が市長を務めており、民間出身者の市長当選は44年ぶりの出来事であった。この2003年の市長選挙では、当初、7人の候補者が立候補したが、4月に行われた最初の投票で25%の法定得票率を得た候補者がおらず、政令指定都市で史上初めて再選挙がおこなわれた。そうしたこともあり、上田氏の市長就任はかなりドラマチックなものであった。

当時は、1990年代半ばから始まり、明治維新、戦後の民主化に次ぐ「第三の改革」とまで言われた第一次地方分権改革の直後であった。そこへ、もともと「市民派」の弁護士として知られた上田氏が登場し、「市民自治」「市民力」といったスローガンを掲げて様々な取組みを行ってきた。その中でも、連絡所をまちづくりセンターに改編し、住民による自主運営化を進めたことが、「市民自治」の象徴のようにとらえられてきたと言ってよいだろう。本稿では上田市政3期12年の区切りに、上田氏が進めた「市民自治」の取り組みについて、まちづくりセンターと町内会に焦点をあてて考えてみたい。

なお、筆者はかつてまちづくりセンターの地域自主運営化について札幌市にヒアリングを行い、その成果を「市町村の支所・出張所改革 – 札幌市および世田谷区の事例から」(『札幌法学』第23巻第2号、2012年3月)として取りまとめたことがある。本稿は、その後の状況の変化や地域自主運営を行っているまちづくりセンターへのヒアリングを行ったことを踏まえて執筆することとした。一部、前掲論文と重複している箇所があるが、その点は何卒了とされたい。

2. 札幌市の町内会と連絡所~上田市政の前まで

一般的に、市町村の人口や面積が大きくなればなるほど、住民と市町村との「距離」は遠くなる。それは、住民と庁舎(市役所や町村役場)との物理的な距離でもあるし、住民が市町村に対して意見を伝えたり参加したりする際の心理的な距離でもある。そこで、その距離を埋めるために、市町村の中に出先機関を置いて権限を移譲するいわゆる都市内分

権の取り組みが行われている。政令指定都市において行政区が必置とされているのもその一つであるし、その他の市町村においても、住民の利便性のために窓口事務を行う支所・出張所といった出先機関を設けているところは数多い。また、地縁に基づく住民自治組織である町内会や自治会(札幌市では「町内会」が多い。以下では「町内会」で統一する)の活動を助成したり、市町村の事務(広報誌の配布やごみ集積場の管理等)を委託したりといったことも広く行われている。

では、札幌市における都市内分権の取り組みや町内会との関係はどのようなものであったのか。まず、上田氏が市長に就任する前の状況を確認しておこう。

札幌市は1970年の国勢調査において、当時、政令指定都市の事実上の要件とされた人口100万人を超え、1972年4月1日に政令指定都市に移行することとなった。これにあたり、市が率先して取り組んだのが、町内会の結成と連絡所の設置であった。

(1) 町内会の結成

社会学者の笹森秀夫によれば、1965~1970年の間の札幌市の町内会の数は341であったが、これが政令指定都市への移行直前の1971年11月には1,287と急激に増加したという 1 。341という数字は、「既刊の町内会創立記念誌や市町村史から拾い上げたもので正確なものではない」との注釈がついている一方、1,287という数字は市の調査結果によるものという。であるとしても、政令指定都市の移行を控えた時期に町内会が一気に増加したことは確かである。そしてそれは「区役所設置準備室や出張所所属の職員等が、町内会結成のために奔走」 2 し、市の主導で行われた。

笹森は、札幌市がこのように町内会の結成を急いだ理由としては、「今後予想される複雑な行政事務の完全な遂行には、どうしても市民と行政との緊密かつ円滑な関係樹立が必要であり、そのためには、区政施行時までに少なくとも町内会の結成を終えていくことが前提である、という行政的危機感から発想されたものであると思われる」3としている。

(2) 連絡所の設置

町内会の結成と並んで、札幌市は連絡所の設置を行った。政令指定都市になると区を必ず設けなくてはならない。1972年の移行当初、札幌市は7つの区を設置した(その後の分区に伴い、現在は10区となっている)。移行直前、市内には2か所の支所と38か所の出張所が設置されていたが、従来これらの出先機関で行っていた事務(主に各種証明書の発行などの窓口事務)は、移行後はすべて区へ移管された。そこで、激変緩和と住民の利便性の確保のため、支所と出張所は連絡所へ改編された。また7つの行政区のうち5区に

1 か所ずつ出張所を設置した。連絡所は、当時は区の「係」相当の組織で、住民組織の振興、地区の要望等の集約、市政の周知、戸籍や住民票の取次ぎ等を担ってきた。

1978年に連絡所は「係」から「課」相当の組織へと変更され、その後、人口増加に伴い、順次増設されていった。そして1998年に87か所(区の出張所2か所を含む)となった。全国的にみても、市内全域にわたって87もの出先機関を設置していることは極めて珍しいといえよう。

札幌市の資料によると、当初は「過渡的な施設」として設置したが、「連絡所が市民と市政を結ぶ第一線の施設として地域に深く定着したことや、市民から連絡所の存続、新設について強い要望があることなどから存続することとし」たという 4 。しかし、「選挙に弱かった板垣武四前市長(筆者注:1971 年から 1991 年まで 5 期 20 年にわたり在任)が、町内会組織とのパイプとしてつくった機関」との評価もある 5 。

(3) 連絡所と連合町内会

ここでポイントとして指摘しておきたいのは、連絡所がほぼ連合町内会ごとに置かれてきたという点である。札幌市には連合町内会単位の集会施設として「地区会館」があるが、この地区会館は連絡所に併設する形で建てられてきた。ほとんどの場合、建物は分かれておらず、ひとつの建物に「地区会館」と「連絡所」という2つの看板が掲げられている。建設の際には市からの補助もあったが上限があり、足りない分は地元住民から寄付を募ることが通例であった。そして市の出先機関である連絡所は市の直営であるが、いわゆる「公の施設」である地区会館は地元の連合町内会に貸し付け、連合町内会が組織する運営委員会が運営してきた。公の施設の指定管理者制度が創設された後も、地区会館は地元で運営してもらうのが原則という考えのもと、指定管理者制度は導入していない。

このようにして、連絡所は連合町内会と密接な関係を築いてきた。上田氏の市長就任後、連絡所の問題点としてあげられることの多かった「連絡所が連合町内会の事務局的な役割を担っている」という点は、すでに 1980 年代後半に「連町(筆者注:連町は連合町内会の略)単位に行政側の連絡所がおかれ、市の職員が実質上の連町事務局の業務を担当している」 6 として指摘されている。同時に、「行政側の手厚い助成、連町側の行政依存体質、という共存構造が札幌市の住民組織の特性」 7 とも言われている。

札幌市のある職員は、1998年に発行された雑誌のレポートで、「札幌市において特筆すべきは、連合町内会に一対一で対応して『連絡所』を設けている点にある」、「一の連合町内会に一の連絡所が対応していること、連絡所長に管理職を充てていることが、行政と地域住民組織の一体感と信頼関係の醸成につながっていると思われ、この点は特に記してお

きたい」としている⁸。こうして連絡所と連合町内会との密な関係は、2003年に上田氏が市長に就任するまでに確立され、継続していた。

3. 上田市長の誕生~連絡所からまちづくりセンターへ

上田氏の初当選時の選挙公約には、「87 箇 方所ある連絡所の組織改革を実現し、地域における市民自治の拠点としていきます」とあり、このとき既に連絡所の改編に言及していた。街頭宣伝では、「市内に87 カ所もある連絡所を単なる市役所の情報発信基地にとどめず、民間非営利団体(NPO)やボランティアグループの活動拠点にし、市民の市政参加を促すための窓口にする」と発言している。

上田氏は、なぜ連絡所に着目し、その改編を打ち出したのか。上田氏の発言からは、連絡所が町内会と密接な関係にあることを問題視していたことがうかがえる。当選後、連絡所をまちづくりセンターに改編することが決まった後の2004年2月、連合町内会長たちに「かつて桂信雄前市長は『連絡所に町内会の仕事をさせないで』とお願いした」と述べ、両者の密な関係を改めるよう求めたと報道されている10。上田氏は1998年から市長に当選するまで、北海道NPOサポートセンターの理事長を務めていた。NPOの代表らが結成したグループから市長選への出馬を要請されて受諾したという経緯もある。連絡所を、町内会だけでなく、幅広い市民に開かれた施設にすべきと考えたであろうことは想像に難くない。

就任後、施政方針「札幌元気ビジョン」において、「市民自治が息づくまちづくり」をまちづくりの根本に掲げ、その実現のために「連絡所を、多様な市民、地域のまちづくりに意欲を持つ市の職員が集う『まちづくりセンター』に改編し、地域の課題を共有し相談しえある場とする」こと、あわせて「地域での市民自治推進の仕組みづくり」として、「おおむね連絡所単位に、市民自らが地域の課題を考え、問題の解決や目標の実現に向けて行動する場としてまちづくり協議会を設ける」こととした。これに基づき、2004年4月、連絡所はまちづくりセンターに改編された。この後、「市民自治」は上田氏のスローガンとなり、まちづくりセンターは「市民自治」の一種の象徴のように捉えられていくことになる。

4. まちづくりセンターの地域自主運営化

ここまででみてきたように、上田氏は1期目のかなり早い段階から連絡所をまちづくりセンターに改編するという方針を打ち出し、実行した。しかし、当初は、まちづくりセンターの地域自主運営化までは出てきていなかった。では、まちづくりセンターの地域自主運営化というアイディアは、いつ、どのように出てきたのだろうか。札幌市の資料によると、

2007 年 4 月から検討を開始したとある 11 が、そのきっかけとなる出来事はその前からあったようである。

(1) 自治基本条例の制定

上田市長が1期目の就任後、最も力を入れて取り組んでいたのが自治基本条例の制定であった。この条例は2006年10月に成立し、翌2007年4月に施行された。条例ではまちづくりセンターを町内会やまちづくり協議会が行う地域活動の拠点として位置づけている。しかし、まちづくりセンターは、2004年4月の改編後、市民が自由に使えるパソコンを導入したり、情報交換スペースを設置したりしたが、「名前は変わっても、中身は連絡所のまま」¹²といった声や、「限られた市民しか利用せず、活用が不十分」¹³といった指摘が相次ぎ、期待したような成果はあげられていなかった。

(2) 簡易保険の「団体払込制度」の見直し

自治基本条例の制定が山場を迎えるのと時期を同じくして、2006 年春、郵政公社が簡易保険の団体払込制度を見直し、団体を解散させる動きがあった。実はこのことが、まちづくりセンターの地域自主運営化と関わっている。少々長くなるが、経緯を説明しておきたい。

この制度は、町内会や会社やPTAなどが払込団体をつくり、15人以上の契約者の保険料をまとめて郵便局に払い込むと、集金コストが軽減されるため、保険料が6%割り引かれるというものであった。そして、その割り引かれた分が払込団体に還元されていた。

当時、札幌市内には 109 の連合町内会があり、そのうち 99 が同制度を利用していた 14 。 そして、連合町内会はこの制度により、多いところで年間 500 万円、平均で年間 130 万円 の収入を得て、それを祭りや防犯活動などさまざまな事業費にあてていた。中には予算の半分近くをこの収入に頼っていた連合町内会もあったという 15 。

この制度では、町内会員しか契約者にはなれないはずであったが、払込団体のなかには、町内会員以外も契約者に含めていたところがあった。そこで、郵政民営化(2007 年 10 月)を控えた 2005 年頃から郵政公社が全国的に解散の申し入れを始め、結果的に多くが解散していった。

札幌市でこれが問題化したのは、郵政公社北海道支部が、制度を利用する 99 の連合町内会に対して「払込団体を 9 月末で解散してほしい」と申し入れた 2006 年 5 月である。継続するならば、連合町内会の会員名簿や簡易保険の契約者名簿などを提出するように要求してきたが、個人情報保護等の観点から、それを実行することはかなり厳しい状況で

あった。加えて、年度途中での申し入れということもあり、連合町内会側は猛反発し、「せめて年度内は制度を継続してほしい」と要求をおこなった。札幌市も連合町内会側を全面的に支援した。市議会において全会一致でこの制度の維持を求める意見書を可決したほか、市と連合町内会が連名で郵政公社の北海道支部に質問状を提出した。加えて、副市長と市議会議長が東京の郵政公社の本部を訪れて継続を直訴するなど、町内会を支援した。しかし郵政公社は譲らず、8月末までに上記の名簿を提出しなければ9月末で適用を打ち切るとした。

このように市が町内会を支援した理由は何だったのだろうか。まず、制度が打ち切りになった場合、今まで町内会に還元されていた額(全体で1億円)を市が肩代わりせざるを得なくなるのではないか、という心配があったようである。また一方で、自民党の議員からは「翌春の市長選を見据え、町内会を味方に付けるパフォーマンスではないか」というような警戒の声もあったそうである¹⁶。

結局、団体払込制度の継続の手続きをしたのは9つの連合町内会で、そのうち4つが継続を認められたが、5つは却下された。それまで団体払込制度からの還元として、年間平均130万円の収入があったのに、多くの連合町内会でその収入が絶たれてしまったわけである。

(3) 議員による動き

上記の2つの動きと同じ時期に、議会でも動きがあった。2006年6月議会の代表質問で、豊平区選出の自民党議員が具体的な地区名を挙げ、「まちセンを自主的に運営したいという声がある」と紹介し、それに対して副市長が前向きに答弁をしたのである。管見では、まちづくりセンターの地域自主運営というアイディアが公の場に出てきたのは、このときが初めてである。この直後、札幌市が来年度から2カ所程度のまちづくりセンターで、「町内会などまちづくりに活発な地域の市民活動団体に運営の一部を任せる方針を固めた」、「非常勤職員の一人分の予算に当たる200万円前後は自由に使えることを検討している」と報道された18。

また 2006 年 11 月, 札幌市議会の自民党議員会が, 町内会に対する財政支援の強化を求める提言を発表した。財源はまちづくりセンターに配置されている職員の人件費を抑制して充てるべきとし, 運営事務の一部を連合町内会に任せて事務費用を抑えることなどを挙げていた。

まちづくりセンターが連絡所から名称を変えた後も実質的には変わっていないという指摘が続く中、地域自主運営化は、地域のことは住民自ら取り組む「市民自治」の理念に合

致し、大きな変化をアピールできるものととらえられたであろう。しかも、それにより市の人件費を抑えつつ、簡易保険の「団体払込制度」の打ち切りによりなくなってしまった収入に代わる運営費を出すこともできる、札幌市と連合町内会の両者にとって有益なアイディアであったと考えられる。

(4) 地域自主運営化の実施

2007年4月、上田氏にとって2期目の市長選の際、マニフェストには、まちづくりセンターの地域自主運営化を2010年度までに10地区で実施することが盛り込まれていた。

地域自主運営化第1号が出たのが2008年10月であった。その後、2010年度末までに8地区で自主運営化が実施されたが、市長選での公約であった10地区には届かなかった。続いて、2011年4月に上田氏にとって3期目の市長選が行われ、そこでのマニフェストには「4年間で10カ所増やして18カ所とする」とあった。しかし、その後、新たに自主運営化に踏み切るまちづくりセンターはなかなか現れなかった。2014年4月に新たに1地区増え、現在は9地区となっている。

(5) 地域自主運営化の評価

直営の場合、まちづくりセンターには原則として課長職の所長 1 人と非常勤職員 2 人が配置され、人件費だけでおよそ $1,500 \sim 1,600$ 万円かかるとされている。自主運営化すると、委託料はおよそ 800 万円 19 (そのほとんどは人件費) であるので、半額で済むことになる。自主運営化を伝える新聞報道では、必ずこの「削減効果」が述べられている 20 。自主運営化したまちづくりセンターの中にも、地域自主運営化は札幌市の財政難からきていると指摘する声もある。

地域自主運営を行うまちづくりセンターが「地域活動ビジョン」を策定し、地域課題の解決に向けたまちづくりの目標を定めると、その財源として地域交付金を受け取ることができる。基本額は年額 200 万円で、これに人口に応じた加算額が加わる。この地域交付金を、簡易保険の団体払込制度からの還元に代わるものとしてとらえている地区もある。ある地区では、自主運営を始めたのはこの地域交付金を受け取るためと明言していた。

しかし、簡易保険の団体払込制度が打ち切りになり、収入が減った連合町内会は他にも数多くあった。そうした連合町内会はなぜ自主運営化に踏み切らないのか。自主運営化すると、職員は地域が直接、雇用することになるが、人材の確保が難しく、負担が大きい。札幌市は、行政経験のある職員を配置することが望ましいと考えているふしがある。実際、自主運営化しているまちづくりセンターでは、市のOBやかつて連絡員だった人を採用し

ているケースが多くみられる。地域交付金という「収入」と,人材の確保という「負担」 を比較して,負担の方が大きいと判断しているようである。

地域自主運営化を実現した地区は、もともと自主防災等の取組みで実績があったり、連合町内会長が強いリーダーシップを持っていた地区である。地区の憲章やシンボルマークを制定したり、地元住民がデザインしたキャラクターの着ぐるみを製作して地元のイベントに登場させたり、地区の会報や便利帳を作成したり、クリスマスにイルミネーションを点灯させたりと、さまざまな取り組みが行われている。こうした活動の実績や地区としてのまとまりがあったからこそ、自主運営化に踏み切ることができたのであろう。地域自主運営化は、もともと活発に活動していた地区と、それ以外の地区との差を広げてしまっているかもしれない。

5. まちづくりセンターの現状

すでに上田市政の3期目には、自主運営化に踏み切るまちづくりセンターがなかなか増えず、またまちづくりセンターの役割をめぐって従来の方針を転換するような動きもあり、「迷走」とも言えるような状況となっていた。

(1) 福祉機能の強化への方針転換 (?)

2012年1月に札幌市内白石区で40代の姉妹が孤立死する事件が起きた。この事件をきっかけに、まちづくりセンターを活用して地域の福祉機能を強化する動きが顕在化した。まず2012年4月に、2つのまちづくりセンターの所長に保健師の資格を持つ職員を配属した。どちらも高齢化が進んだ地区である。保健師の資格を持つ職員をまちづくりセンターに配属するのは、初めての試みであった。さらに2013年度からは、まちづくりセンターの所長に区役所の保健福祉部地区福祉活動支援担当課長を兼務させる人事発令があった(自主運営のまちづくりセンターは除く)。こうした動きに対しては、住民による自主運営を探っていた従来の方針と矛盾するものであるとして、市役所内からさえ異論が噴出したという21。また、まちづくりセンターの所長の間では、まちづくりセンターは区の市民部に属する組織であるのに、保健福祉部の課長を兼務することに対する疑問もささやかれていたようである。

(2) 諸証明の発行の即時化の撤回

まちづくりセンターの前身である連絡所は、もともと出張所から改編されたこともあり、 「出先機関」の印象が強かった。まちづくりセンターになってからも、住民票、印鑑登録 証明書および戸籍関係の証明書を受け取ることができるので、出先機関としての機能は残しつつ、地域のまちづくり活動の支援や各団体のネットワーク化、情報交流の促進等に重点を移していくことが期待されていたといえる。

しかし、連絡所がまちづくりセンターに改編されて6年が経過した2010年に、まちづくりセンターの認知度や利用経験を調べたアンケート調査によれば、まちづくりセンターの利用目的としても、今後利用したいサービスとしても、最も多い回答は「諸証明の受け取り」であり(利用目的は62.7%、今後利用したいサービスは56.7%)、「地域のまちづくり活動についての相談や話し合いに利用」は14.4%と少なかった。

ただし、諸証明の即時発行ができるのは87カ所のうち5カ所のみで、それ以外では翌 開所日以降の受け取りとなり、便利とは言い難い。取扱い件数²²をみると、即時発行を行っ ているまちづくりセンターでは1日平均でおよそ54件であるのに対し、即時発行を行っ ていないまちづくりセンターでは1日平均0.68件と、1日平均1件にも満たない。

札幌市は、住民票等の即時発行ができるまちづくりセンターを 2013 年度までに 83 カ所 に増やすことを検討し、予算にも盛り込んでいた。しかし、2013 年 5 月にいわゆる「マイナンバー法」が成立し、添付書類の削減など、行政手続きの簡素化が見込まれることからこの方針を撤回した。その後はコンビニエンスストアのマルチコピー機を活用した「コンビニ交付」も含めて検討中であるというが、まだ新たな方針は示されていない。

(3) まちづくりセンターの新たな配置基準

一方、まちづくりセンターを含む多くの市の公共施設が今後、更新期を迎えることから、札幌市は2014年12月に「札幌市市有建築物の配置基本方針」を取りまとめた。市がこの方針をまとめるにあたり設置した「札幌市市有建築物のあり方検討委員会」が2013年9月から10月にかけて実施したアンケートによると、まちづくりセンターと地区会館を過去1年間に利用しなかった人は75.7%であった。この数字は他の公共施設と比べて飛び抜けて高いというわけではないが、利用しなかった理由として「施設自体を知らない」という回答が他の施設と比べて高いと指摘されている。まちづくりセンターの利用頻度も認知度も、期待したとおりには上がっていない。取りまとめられた方針では、従来は1地区1館といった画一的な基準で公共施設を整備してきたが、今後は地域のニーズや実情に合わせて配置基準を変えていくとしている。さらに、まちづくりセンター(地区会館を含む)の機能は小学校と複合化していくとの方向性が示された。まちづくりセンターは大きな転換点を迎えているといえる。

6. おわりに

札幌市と連合町内会の「持ちつ持たれつ」の関係は、連絡所が連合町内会単位に設置されてきたことによって築かれ、維持されてきた。このような相互依存関係は、結局、上田氏が連絡所をまちづくりセンターに改編し、地域自主運営化を進めても解消されなかったといえる。しかし今後、まちづくりセンターを連合町内会単位に配置するという基準が変われば、この関係が変わる可能性が出てくる。これを機会にまちづくりセンターのあり方を改めて考えるべきである。規模の大きな政令指定都市とはいえ、類似の施設も数多くある中で、まちづくりセンターや地区会館はこれほどたくさん必要なのか。諸証明の発行は、まちづくりセンターで今後も行うべきなのか。諸証明の発行を取りやめれば、事務の負担が軽くなって他の業務に集中でき、自主運営のハードルも下がるのではないか。地区ごとにしっかりと検討するべきである。自主運営できるという地区からまちセンを建て替えるという選択肢もあってよい。

そして、まちづくりセンターのあり方を考える中で、町内会のあり方も必然的に問い直 されることになるだろう。

2015年4月の選挙で上田氏の後継とされる秋元克広氏が当選した。その選挙公約では「既存のまちづくりセンターを含め、より身近な地域に市民と行政の協働の拠点づくりを進めます」とあるが、やや曖昧でトーンダウンした感は否めない。自主運営化については触れられてもいない。代わって、町内会への加入促進に向け、「町内会加入促進条例」(仮称)の制定が打ち出されている。町内会の加入促進は、上田氏が3期目の公約に掲げていた(「2014年度までに加入率上昇」としていた)が、実現できなかった項目である。札幌市の町内会加入率は、1978年の93.0%をピークに低下傾向に歯止めがかからず、2015年1月現在で70.1%と6年連続の減少となり、過去最低を更新した。

町内会については、従来、自治基本条例において、コミュニティの果たす役割等として 規定する自治体が多かったが、近年、単独の条例として制定する自治体が出てきているの が特徴である。本来、任意団体である町内会への加入について、自治体が条例で規定する ことについては賛否がある。また、議論となるのは、町内会への加入についてどこまで踏 み込んで規定するかであるが、すでに「加入しなければならない」などと定めた自治体も 出てきている(神奈川県大井町や長野県小諸市など)。しかし、義務付けであれ、努力規 定であれ、条例で規定するだけで加入率が上がるとは考えられない。条例化を検討しなが ら途中で断念した自治体もある(東京都世田谷区や長野県茅野市など)。

また、秋元新市長は選挙公約で、「町内会加入促進条例」(仮称)の制定と合わせ、「新 規集合住宅居住者の町内会加入を促すため、不動産業と連携した仕組みづくりを行います」 としている。しかし、札幌市はすでに上田市政の時から不動産関連団体との連携を行っている。そして筆者の経験では、不動産業者の中には「札幌市からの指導」として、賃貸住宅の契約書に家賃とともに町内会費を支払う条項を盛り込んでいるところがある。そうして集めた会費を、業者が町内会へ一括して納めるというのである。しかし住民からは、町内会費を払っているはずなのに、町内会からは回覧板の一枚も総会の案内すらも届かず、どの町内会に入っているのかもわからないといった声も聞こえてきている。中には、業者が集めた町内会費を実際には町内会に払っていなかったケースもあったという。このような問題が起こると、住民の町内会に対する評価を下げ、不信感を抱かせることになり、かえって逆効果である。

新市長の方針は、これまでに指摘されてきた、市が町内会を手厚く助成し、町内会が市に依存するという関係の延長線上にあるように思われる。しかし、町内会は本来、自治体とは独立して存在する住民自治組織である。加入率を上げたいのならば、町内会自身がしっかりとした活動をし、その必要性を住民に理解してもらうという地道な努力が必要である。協働の名にふさわしい関係を築いていくような取り組みが求められている。

【参考文献】※脚注に示したものを除く。

- ・札幌市教育委員会編『さっぽろ文庫70 町内会今昔』北海道新聞社,1994年。
- ・札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課『平成25年度札幌市の区勢』2013年。

¹ 笹森秀雄「戦後の町内会組織の復活について(下)」(札幌市教育委員会文化資料室『札幌の歴史』第33号, 1997年8月), 32~33頁。

² 笹森, 前掲論文, 32頁。

³ 笹森, 前掲論文, 32頁。

⁴ 札幌市市民局地域振興部区政課『区の目指すべき方向性』2001年6月。

^{5 2003}年3月5日付北海道新聞朝刊。札幌市の幹部の発言として紹介されている。

⁶ 札幌都市研究センター『札幌都市研究Ⅱ 北の巨大都市とその周辺』(1988 年 11 月) 所収の「町内会 と住民自治」と題した研究例会に記録された大山信義北大文学部助教授(当時)の発言(231 頁)。

⁷ 前掲の研究例会の記録より、同じく大山助教授(当時)の発言。

⁸ 小川康則「新・地域レポート 6 180万都市の町内会 - 市民と行政のパートナーシップに根ざした生活都市・札幌」『自治実務セミナー』 37 巻 4 号, 1998 年。

^{9 2003} 年 3 月 15 日付北海道新聞朝刊。3 月 14 日の地下鉄新さっぽろ駅における街頭宣伝の際の言葉として紹介されている。

^{10 2004}年2月17日付北海道新聞朝刊。上田氏のこの発言に対し、連合町内会長たちは不満をあらわにしたという。

¹¹ 札幌市市民まちづくり局市民自治推進室『札幌市のまちづくりセンター』2010年4月更新版、20頁。

武岡 明子

- 12 2005年2月10日付北海道新聞朝刊。
- 13 市民の視点から市役所改革を提言してきた「札幌市市役所改革市民会議」(議長:小早川護北大大学院 教授)が 2005 年 11 月に取りまとめた検証報告における指摘。
- 14 この 109 の連合町内会は、住民が連合町内会として名乗っている数であり、札幌市が公表する連合町内会の数とは異なっている。札幌市は、住民が連合町内会としているものを、規模が小さいなどとして連合町内会とみなさず、「中間連町 | (連町は連合町内会の略)と呼んでいる。
- 15 2006年5月13日付北海道新聞朝刊。
- 16 2006年7月26日付北海道新聞朝刊。
- 17 札幌市議会会議録検索システム(http://sapporo.gijiroku.com/VOICES/)より,2006 年第2 回定例会 6月6日。
- 18 2006年6月7日付北海道新聞朝刊。
- 19 地域自主運営化直後は700万円だった。これは指定管理者制度にもとづく積算だったそうである。その後、地域からの要望を受けて増額された。なお、光熱水費や設備関係の保守点検、警備業務は市が行うことになっており、委託料には含まれない。
- 20 例えば、東区の元町まちづくりセンターが初めて地域自主運営化を始めたことを伝えた記事では、「約1,500万円の年間人件費が約700万円に減る」とある(2008年10月2日付北海道新聞朝刊)。
- 21 2013年4月4日付北海道新聞朝刊。
- 22 札幌市『平成24年度まちづくりセンター別諸証明取扱件数調』による。